

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年6月26日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ日米 R E I T ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ日米REITファンド

（以下「ファンド」といいます。なお、名称に（毎月分配型）と付記する場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は１口当たり１円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24% (税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口 = 1円)または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2018年6月27日から2019年6月27日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先

までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

米国およびわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されているREIT（不動産投資信託）を実質的な主要投資対象¹とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

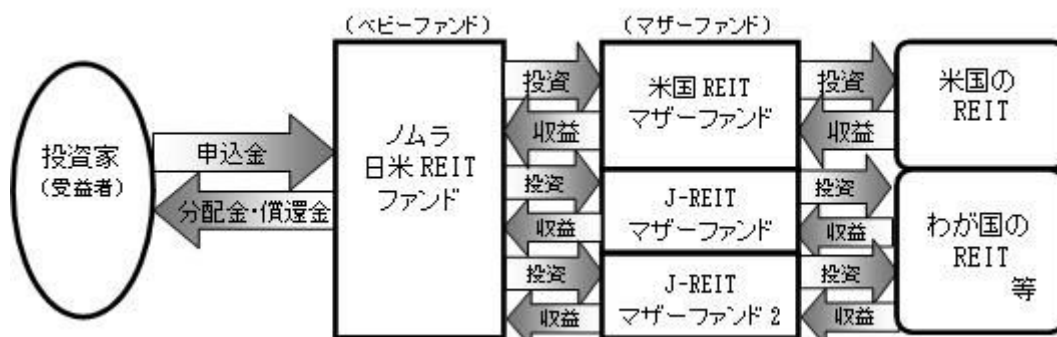
毎月決算²を行ない、原則として安定分配を行ないます。

1 ファンドは、「米国REITマザーファンド」、「J-REITマザーファンド」および「J-REITマザーファンド2」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

2 決算日は、原則として毎月6日（休業日の場合は翌営業日）とします。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「米国REITマザーファンド」、「J-REITマザーファンド」および「J-REITマザーファンド2」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、『第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）各マザーファンドの概要』をご参照ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、6,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ノムラ日米REITファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の

記載があるものをいう。

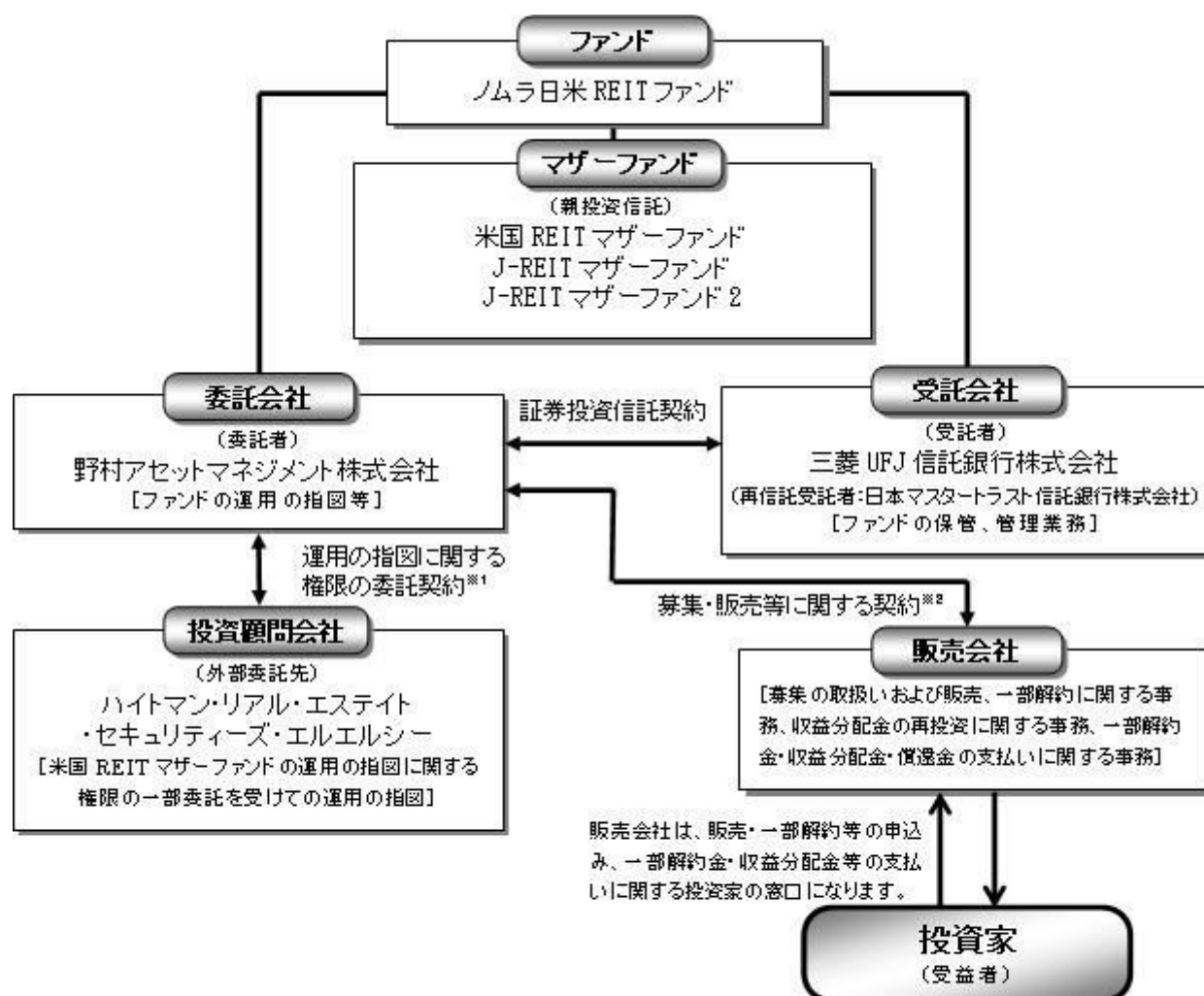
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2004年4月30日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

■ 委託会社の概況(2018年5月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・ 資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日	野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
2003年6月27日	委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 米国REITおよびJ-REITに投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

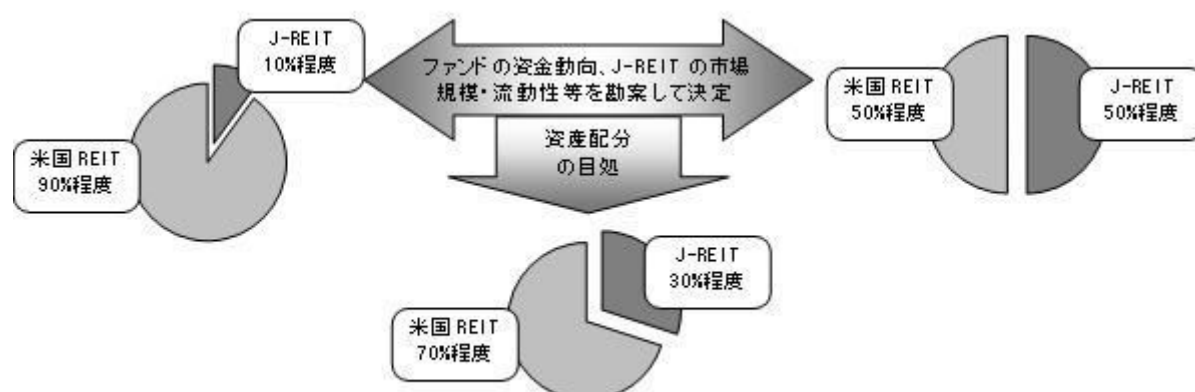
ファンドは、「米国REITマザーファンド」、「J-REITマザーファンド」および「J-REITマザーファンド2」への投資を通じて米国REITおよびJ-REITに投資を行ないます。なお、マザーファンドの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

米国REITおよびJ-REITへの資産配分については、J-REITへの投資比率を30%程度を中心に10%～50%程度の範囲内とし、ファンドの資金動向、J-REITの市場規模・流動性等を勘案して決定することを基本とします。

「J-REITマザーファンド」への投資比率と「J-REITマザーファンド2」への投資比率については、J-REITに投資する各マザーファンドへの分散、ファンドの資金動向、J-REITの市場動向等を考慮して行なうことを基本とします。

現状、J-REITの運用にあたっては、主として「J-REITマザーファンド」への投資を行なっております。

■ 米国REITおよびJ-REITへの資産配分 ■



上記の通り、J-REITへの投資比率は30%程度を中心としますが、今後J-REITの市場規模・流動性が増してきた場

合等には、ファンドの資金動向等を勘案し、J-REITへの投資比率を50％程度まで引き上げることを基本とします。また、J-REIT市場の流動性が低下した場合等には、J-REITへの投資比率を10％程度まで引き下げることがあります。

〔2〕「米国REITマザーファンド」における米国REITへの投資にあたっては、収益性・成長性等を勘案して選定した米国REITに分散投資を行ない、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。

「米国REITマザーファンド」の運用にあたっては、「ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシー」に運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を委託します。

委託する範囲：米国REITの運用
 委託先名称：HEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC
 （ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシー）
 委託先所在地：米国 イリノイ州 シカゴ市
 委託に係る費用：「米国REITマザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

マザーファンドの平均純資産総額	率
300億円以下の部分	年0.55％
300億円超500億円以下の部分	年0.45％
500億円超の部分	年0.40％

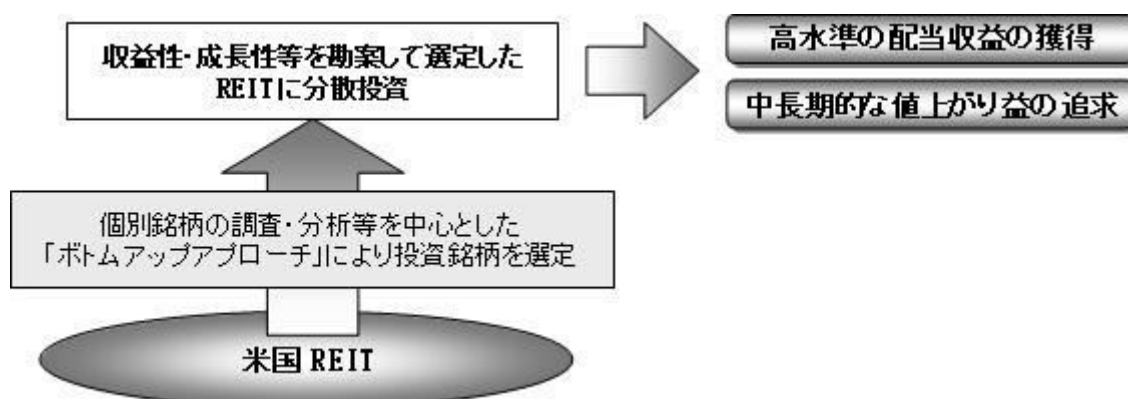
運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

主として、個別銘柄の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」により投資銘柄を選定することを基本とします。

「米国REITマザーファンド」における米国REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



■ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーの紹介■

ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーは、米国シカゴに本拠を置き、主に不動産証券の投資、運用を専門とする資産運用会社です。

1989年の米国不動産証券運用開始以来、不動産関連の長い経験を持つ運用メンバーを中心に、各銘柄のファンダメンタルズ分析を重視し、銘柄評価、銘柄選定、ポートフォリオマネジメントを行っています。

同じハイトマン・グループ（ハイトマン・リアル・エスティート・セキュリティーズ・エルエルシーと親会社を共にし、不動産投資に関する各種サービスを提供している資産運用子会社群を指します。以下、総称して「ハイトマン」といいます。）内の他の運用チーム（実物不動産投資、モーゲージ）とも連携をとり、不動産証券の投資判断に役立てています。

■ ハイトマンの米国REITに対する投資哲学 ■

各銘柄のリスクや収益機会を把握するためには、不動産の実務経験が重要。

ハイトマンでは、実物不動産投資の経験と実績に裏付けされたREIT運用を行なっています。

銘柄選択においては、長期にわたってキャッシュフローを成長させることのできるREITを重視。

投資銘柄の選択にあたっては、主として以下の観点に重点を置きます。

経営戦略・ビジネスプラン

経営陣の経験と経営に関する深み

市場リスク・地理的なリスク

物件ポートフォリオのグレード

各企業のバランスシートも重要なポイント。

バランスシート分析にあたっては、主として以下の観点に重点を置きます。

レバレッジが高すぎない

キャッシュフローが高く安定している

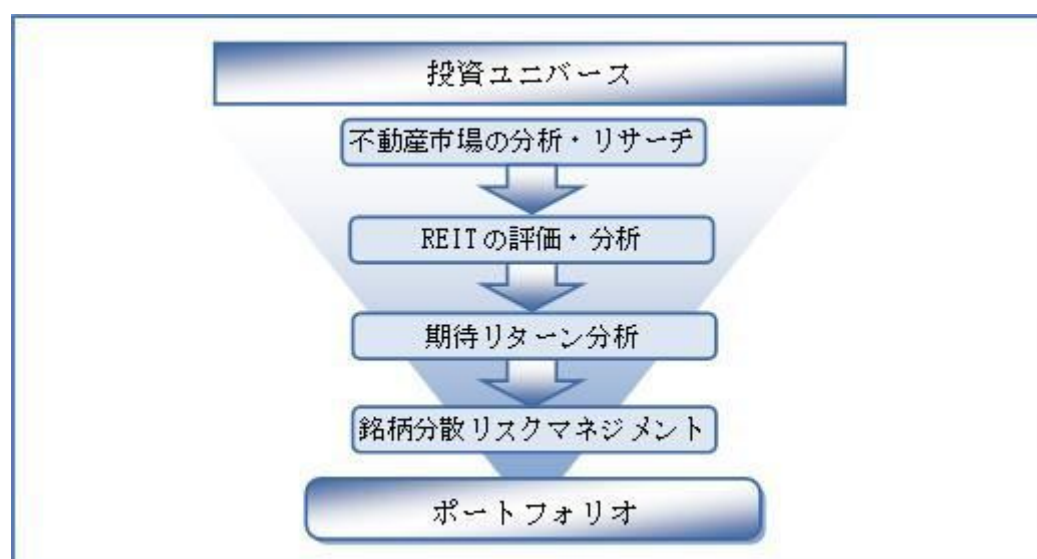
ボトムアップによる銘柄選択が、セクター（物件タイプ）選択よりも重要。

徹底した調査分析に基づいた銘柄選択が重要であると考えます。

単なる割安銘柄投資ではなく、GARP に基づいたバリュー投資が基本。

GARP：Growth At a Reasonable Price / 適正価値における成長銘柄投資。

■ 運用プロセス ■



上記運用プロセス図は、今後変更となる場合があります。

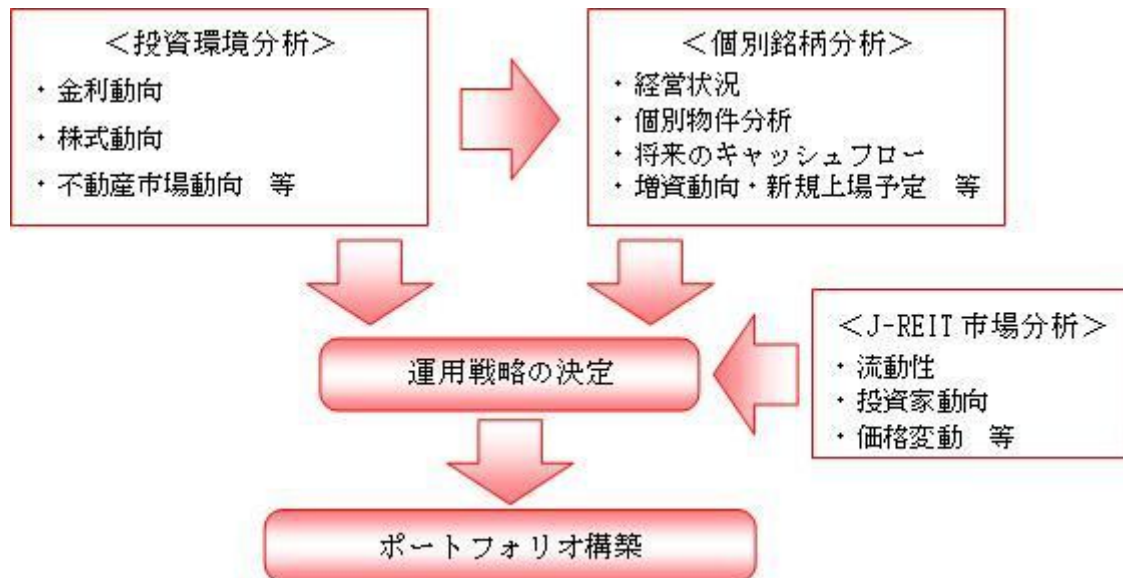
[3] 「J-REITマザーファンド」におけるJ-REITへの投資にあたっては、個別銘柄の流動性、収益性・成長性等を勘案して選定したJ-REITに分散投資を行ない、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上

がり益の追求を目指して運用します。

個別銘柄の流動性・収益性等の判断に基づき、市場ウェイトに対してオーバー・ウェイト/アンダー・ウェイト等を決定し、ポートフォリオを構築します。

「J-REITマザーファンド」におけるJ-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

■運用プロセス■



上記運用プロセス図は、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[4] 「J-REITマザーファンド2」におけるJ-REITへの投資にあたっては、マクロ経済分析、不動産市場分析、個別銘柄分析等に基づきポートフォリオを構築し、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。

「J-REITマザーファンド2」におけるJ-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

J-REITの運用にあたっては、主として「J-REITマザーファンド」への投資を行なっております。「J-REITマザーファンド2」は、運用資産額が少額であるため、現状、短期金融商品等で運用を行なっております。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

REITについて

REIT(Real Estate Investment Trust)とは、「不動産(Real Estate)」に投資する「投資信託(Investment Trust)」のことです。



（２）【投資対象】

米国およびわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されているREIT（不動産投資信託）を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは「米国REITマザーファンド」、「J-REITマザーファンド」および「J-REITマザーファンド2」の各受益証券への投資を通じて、実質的に米国のREIT（「米国REIT」といいます。）およびわが国のREIT（「J-REIT」といいます。）に投資を行ないます。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

■ 各マザーファンドの主要投資対象 ■

米国REITマザーファンド

米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されているREITを主要投資対象とします。

J-REITマザーファンド

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されているREITを主要投資対象とします。

J-REITマザーファンド2

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されているREITを主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲（約款第21条第1項）

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国REITマザーファンド（以下「米国REITマザーファンド」といいます。）、J-REITマザーファンド（以下「J-REITマザーファンド」といいます。）およびJ-REITマザーファンド2（以下「J-REITマザーファンド2」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

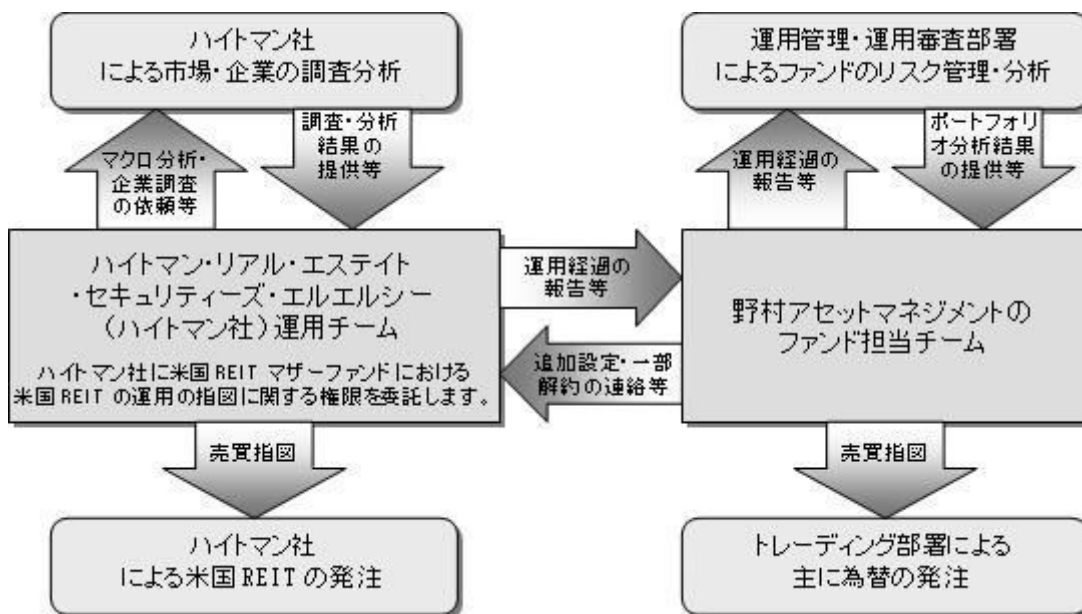
委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

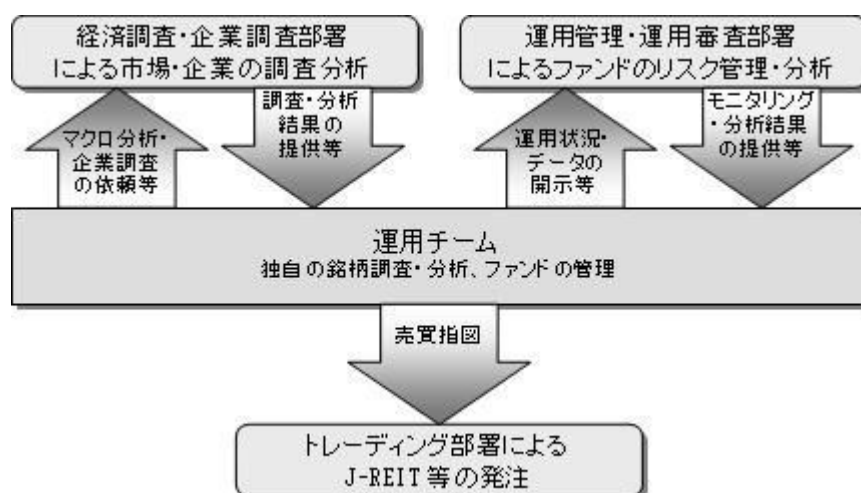
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 米国REITの運用体制 >



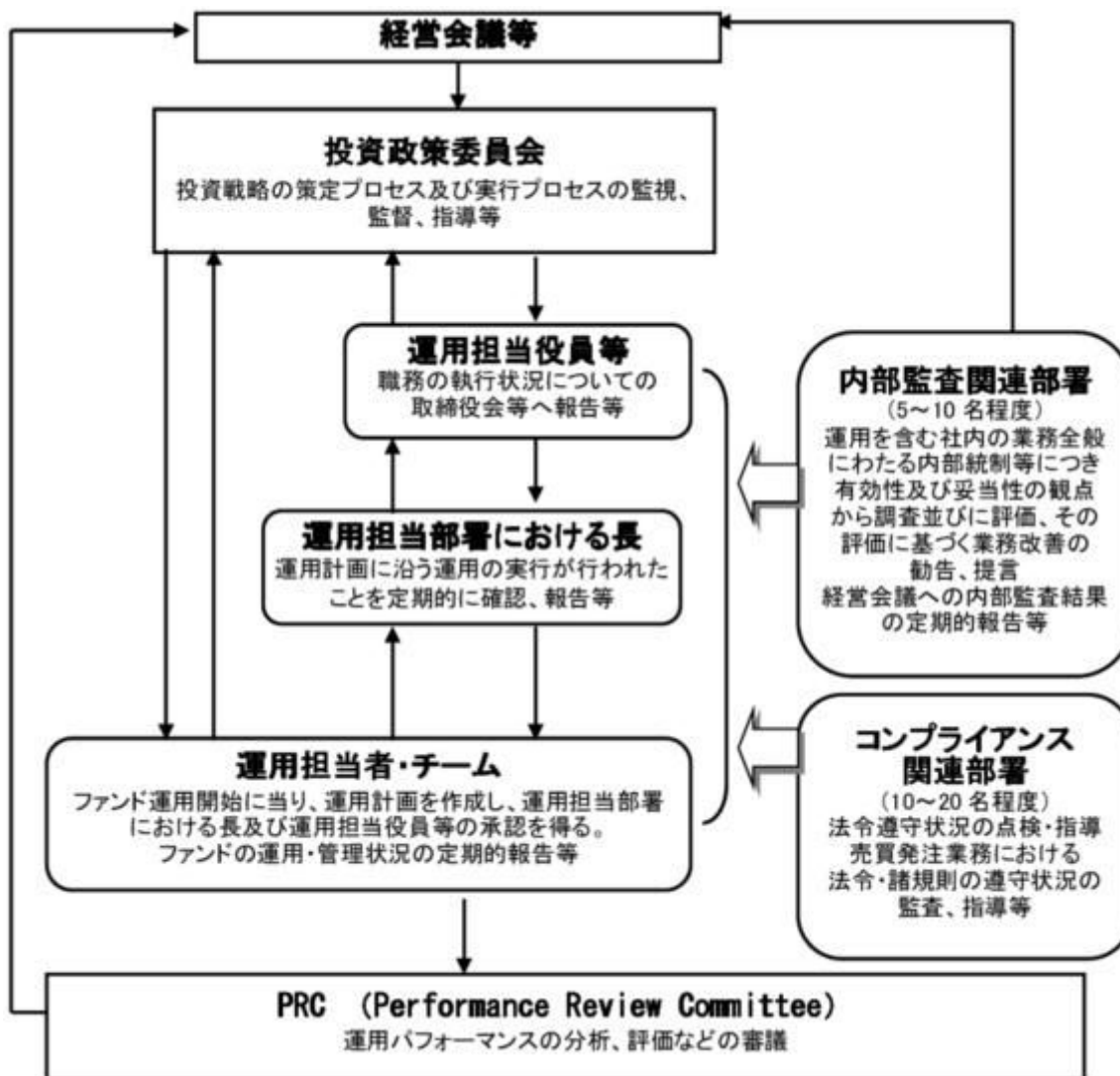
< J-REITの運用体制 >



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎月6日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 分配金に関する留意点 ■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

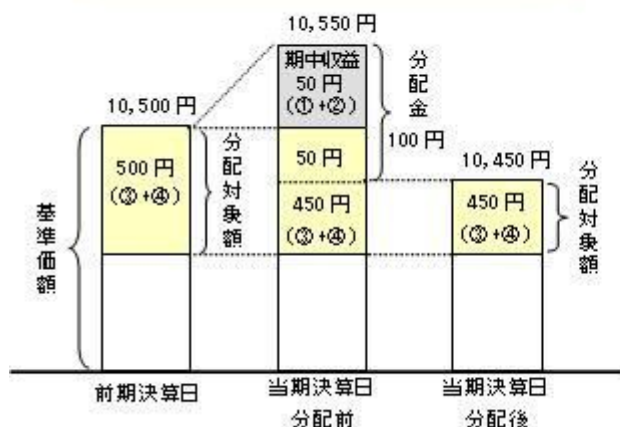


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
- 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、 経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合



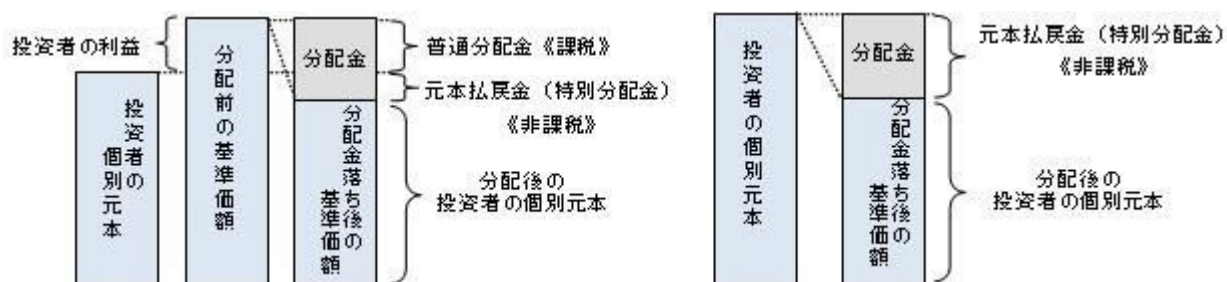
前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）となります。



投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 ２.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 ２.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 ２.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 ２.運用方法 (3)投資制限)

マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドへの投資割合(運用の基本方針 ２.運用方法 (3)投資制限)

マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

公社債の借入れ(約款第24条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- () 上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約取引の指図および範囲(約款第25条)

- () 委託者は、「米国REITマザーファンド」の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する「米国REITマザーファンド」の時価総額に「米国REITマザーファンド」の信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- () 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第33条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(参考)各マザーファンドの概要

「米国REITマザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT（不動産投資信託。以下「米国REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国REITへの投資にあたっては、収益性・成長性等を勘案して選定した米国REITに分散投資を行ない、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。

主として、個別銘柄の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」により投資銘柄を選定することを基本とします。

米国REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーに当ファンドの米国REITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの直接利用は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

「J-REITマザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT（不動産投資信託。以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

J-REITへの投資にあたっては、個別銘柄の流動性、収益性・成長性等を勘案して選定したJ-REITに分散投資を行ない、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。

J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

株式への直接投資は行ないません。

不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

「J-REITマザーファンド2」

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追及を目指して運用します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT（不動産投資信託。以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

J-REITへの投資にあたっては、マクロ経済分析、不動産市場分析、個別銘柄分析等に基づきポートフォリオを構築し、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。

J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

< 削除 >

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

株式への直接投資は行ないません。

不動産投信指数先物取引は約款第16条の2の範囲で行ないます。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

米国のREITは法人税が原則非課税ですが、日本の投資信託が米国のREITに投資した場合、当該投資信託に支払われる配当金に対しては、株式と同様に米国の源泉税が課されます。従って、ファンドはREITの配当をそのまま享受できるわけではありません。

REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

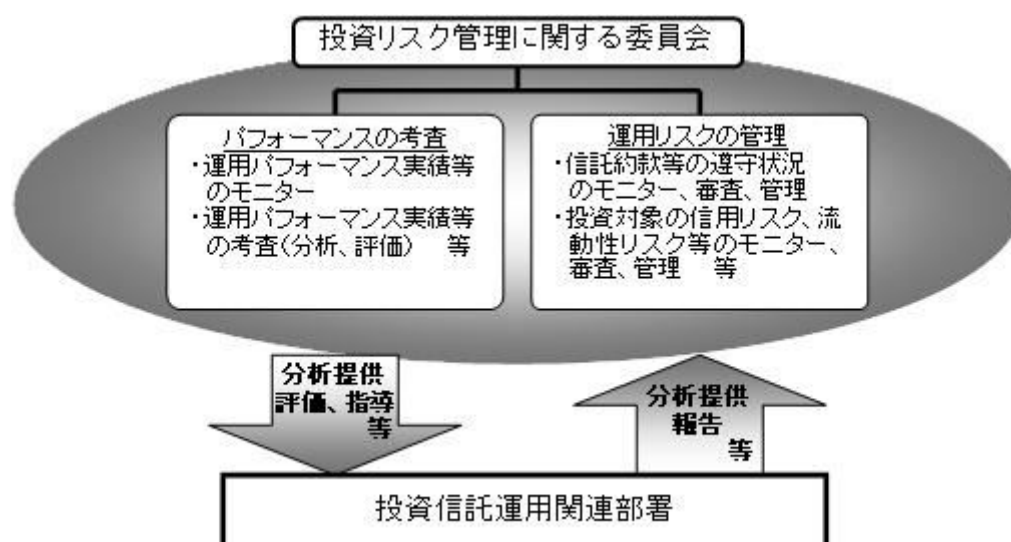
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



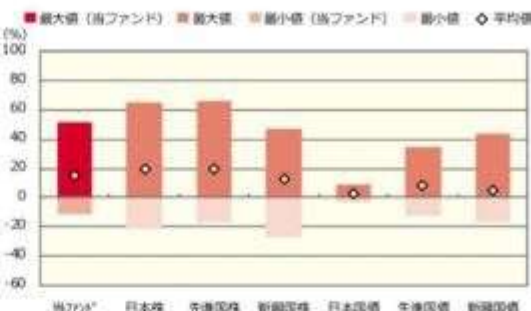
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2013年5月末～2018年4月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	51.8	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値 (%)	△10.9	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値 (%)	15.1	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年5月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（旧東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に所有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではありません。NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の相対収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品は、JPM やその従業員がロング・ショート両方を組み合わせたポジションを持っており、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当

する率)(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の162(税抜年10,000分の150)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の分配については、次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の86.5	年10,000分の55	年10,000分の8.5

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

* ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

「米国REITマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「米国REITマザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、当該投資信託の毎年1月および7月における信託報酬支払いのときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

マザーファンドの平均純資産総額	率
300億円以下の部分	年0.55%
300億円超500億円以下の部分	年0.45%
500億円超の部分	年0.40%

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ <u>特定公社債</u> ^(注1) の利子 ・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	特定公社債、 <u>公募公社債投資信託</u> 、上場株式、 <u>公募株式投資信託</u> の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・ <u>公募株式投資信託</u> の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行され

た公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

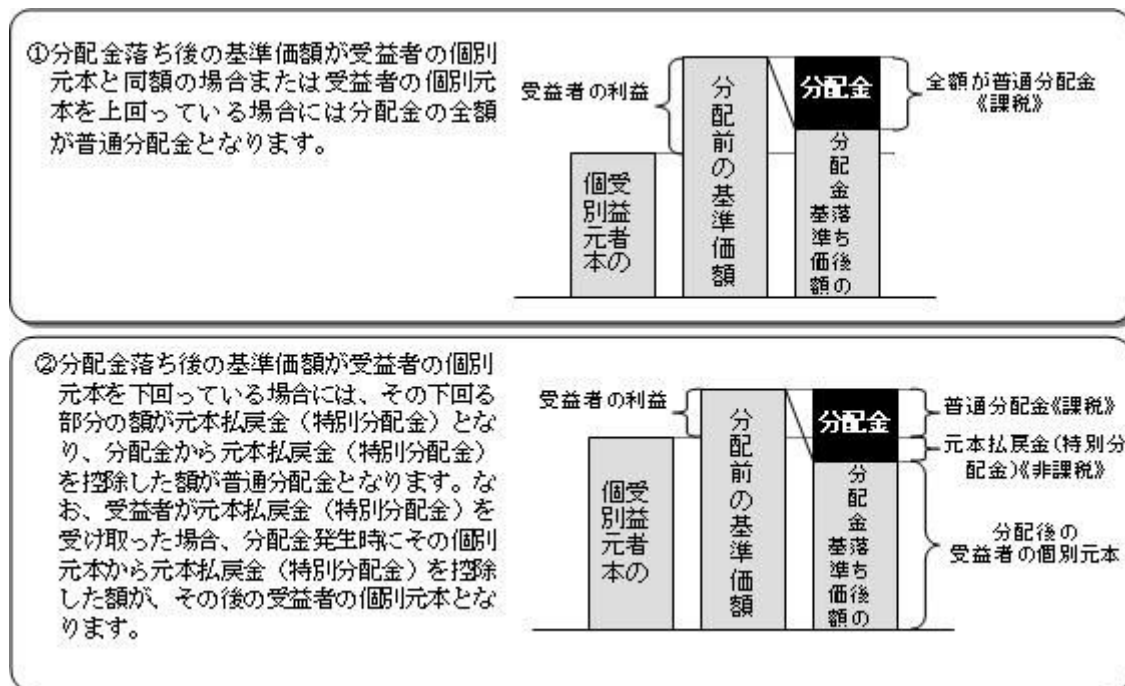
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2018年4月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2018年4月27日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

ノムラ日米ＲＥＩＴファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	33,171,926,657	99.88
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	38,020,905	0.11
合計（純資産総額）		33,209,947,562	100.00

（参考）米国ＲＥＩＴマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	21,658,080,006	98.90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	239,317,112	1.09
合計（純資産総額）		21,897,397,118	100.00

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	44,025,488,680	98.04
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	878,458,372	1.95
合計（純資産総額）		44,903,947,052	100.00

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド２

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	16,786,107	100.00
合計（純資産総額）		16,786,107	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ノムラ日米ＲＥＩＴファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	米国ＲＥＩＴマザーファンド	6,982,100,367	3.0999	21,643,812,928	3.1362	21,897,263,170	65.93
2	日本	親投資信託 受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド	2,743,147,429	3.9849	10,931,168,190	4.1040	11,257,877,048	33.89
3	日本	親投資信託 受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド２	29,784,315	0.5636	16,786,439	0.5636	16,786,439	0.05

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.88
合 計	99.88

（参考）米国ＲＥＩＴマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	89,112	18,188.69	1,620,831,287	16,419.99	1,463,218,684	6.68
2	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	71,246	18,908.79	1,347,176,342	17,668.77	1,258,829,401	5.74
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	181,292	6,350.54	1,151,302,349	5,468.59	991,412,253	4.52
4	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	91,188	9,738.54	888,038,377	9,300.21	848,068,233	3.87

5	アメリカ	投資証券	CYRUSONE INC	135,647	5,939.88	805,727,831	5,719.00	775,765,871	3.54
6	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	87,772	6,914.33	606,885,057	7,202.88	632,211,578	2.88
7	アメリカ	投資証券	APARTMENT INVT&MGMT CO-A	141,280	4,611.28	651,482,980	4,396.96	621,203,003	2.83
8	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	204,580	2,893.10	591,872,304	2,926.20	598,643,224	2.73
9	アメリカ	投資証券	CORESITE REALTY CORP	52,840	10,885.53	575,191,496	11,269.61	595,486,245	2.71
10	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	60,098	9,292.56	558,464,451	9,674.19	581,399,741	2.65
11	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	11,888	48,099.59	571,807,937	45,498.34	540,884,361	2.47
12	アメリカ	投資証券	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	310,326	1,779.58	552,251,298	1,711.32	531,069,418	2.42
13	アメリカ	投資証券	FEDERAL REALTY INVS TRUST	41,619	14,205.65	591,225,301	12,450.59	518,181,147	2.36
14	アメリカ	投資証券	FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	203,400	2,457.16	499,787,400	2,483.33	505,111,051	2.30
15	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	37,387	13,918.06	520,354,809	13,483.94	504,124,383	2.30
16	アメリカ	投資証券	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	318,264	1,676.33	533,517,241	1,583.38	503,935,398	2.30
17	アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	93,516	5,420.39	506,893,322	5,307.84	496,368,807	2.26
18	アメリカ	投資証券	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	77,600	6,247.16	484,780,043	6,371.82	494,453,581	2.25
19	アメリカ	投資証券	GGP INC	217,871	2,568.63	559,630,314	2,155.28	469,574,861	2.14
20	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	64,756	8,155.32	528,106,097	7,220.38	467,562,960	2.13
21	アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	102,860	4,566.14	469,673,742	4,448.35	457,558,104	2.08
22	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	217,942	2,088.07	455,079,235	1,969.39	429,213,558	1.96
23	アメリカ	投資証券	PHYSICIANS REALTY TRUST	268,857	1,904.87	512,139,516	1,595.41	428,938,894	1.95
24	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	169,614	2,512.86	426,216,745	2,522.70	427,886,001	1.95
25	アメリカ	投資証券	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	100,480	4,100.12	411,980,434	4,206.69	422,688,663	1.93
26	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	19,170	22,256.00	426,647,626	21,850.31	418,870,577	1.91
27	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	36,830	12,238.45	450,742,187	11,317.72	416,831,812	1.90
28	アメリカ	投資証券	STORE CAPITAL CORP	142,641	2,768.74	394,936,128	2,745.77	391,660,591	1.78
29	アメリカ	投資証券	CUBESMART	125,670	3,086.95	387,937,070	3,103.35	389,998,372	1.78
30	アメリカ	投資証券	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	107,167	3,634.13	389,458,874	3,519.97	377,225,322	1.72

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.90
合 計	98.90

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,316	563,218	2,994,068,589	615,000	3,269,340,000	7.28
2	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	17,033	159,464	2,716,165,563	166,700	2,839,401,100	6.32
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	15,787	142,759	2,253,744,480	152,700	2,410,674,900	5.36
4	日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	27,809	81,945	2,278,819,906	85,200	2,369,326,800	5.27

5	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	3,415	648,994	2,216,316,869	672,000	2,294,880,000	5.11
6	日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	17,444	117,279	2,045,823,594	117,500	2,049,670,000	4.56
7	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	13,872	139,000	1,928,208,000	140,500	1,949,016,000	4.34
8	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	3,909	476,269	1,861,738,755	485,000	1,895,865,000	4.22
9	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	4,633	366,975	1,700,196,472	397,000	1,839,301,000	4.09
10	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	15,126	115,248	1,743,249,264	112,300	1,698,649,800	3.78
11	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,113	281,038	1,436,949,130	281,900	1,441,354,700	3.20
12	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	2,128	533,796	1,135,919,018	568,000	1,208,704,000	2.69
13	日本	投資証券	ザイマックス・リート投資法人 投資証券	10,512	108,189	1,137,288,822	113,900	1,197,316,800	2.66
14	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	6,838	165,601	1,132,384,153	168,900	1,154,938,200	2.57
15	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	4,234	268,644	1,137,439,067	261,000	1,105,074,000	2.46
16	日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人 投資証券	2,054	558,349	1,146,850,778	538,000	1,105,052,000	2.46
17	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	2,303	444,127	1,022,826,499	451,000	1,038,653,000	2.31
18	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4,491	234,840	1,054,670,352	230,300	1,034,277,300	2.30
19	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人 投資証券	4,728	207,700	982,005,600	205,000	969,240,000	2.15
20	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	7,809	121,655	950,004,743	121,100	945,669,900	2.10
21	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	12,854	67,990	873,944,161	70,500	906,207,000	2.01
22	日本	投資証券	O n e リート投資法人 投資証券	2,975	248,325	738,767,505	249,700	742,857,500	1.65
23	日本	投資証券	M C U B S M i d C i t y 投資法人 投資証券	8,843	76,062	672,620,245	82,500	729,547,500	1.62
24	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	6,279	119,900	752,852,100	113,500	712,666,500	1.58
25	日本	投資証券	プレミアム投資法人 投資証券	6,547	110,200	721,479,400	107,100	701,183,700	1.56
26	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	1,018	603,092	613,948,349	647,000	658,646,000	1.46
27	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,553	242,211	618,365,014	250,900	640,547,700	1.42

28	日本	投資証券	インベスコ・オフィス・ジェイ リート投資法人 投資証券	34,019	14,006	476,484,298	13,820	470,142,580	1.04
29	日本	投資証券	平和不動産リート投資法人 投資 証券	4,454	94,800	422,239,200	104,700	466,333,800	1.03
30	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク 投資法人 投資証券	1,309	348,311	455,940,277	352,500	461,422,500	1.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.04
合 計	98.04

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド２

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

ノムラ日米ＲＥＩＴファンド

該当事項はありません。

（参考）米国ＲＥＩＴマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド２

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ノムラ日米ＲＥＩＴファンド

該当事項はありません。

（参考）米国ＲＥＩＴマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド２

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

ノムラ日米ＲＥＩＴファンド

2018年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第9特定期間	(2008年10月 6日)	169,732	171,250	0.6710	0.6770
第10特定期間	(2009年 4月 6日)	98,126	99,596	0.4006	0.4066
第11特定期間	(2009年10月 6日)	110,491	111,595	0.4499	0.4544
第12特定期間	(2010年 4月 6日)	118,336	119,366	0.5168	0.5213
第13特定期間	(2010年10月 6日)	100,777	101,727	0.4770	0.4815
第14特定期間	(2011年 4月 6日)	100,388	101,275	0.5091	0.5136
第15特定期間	(2011年10月 6日)	70,792	71,625	0.3823	0.3868
第16特定期間	(2012年 4月 6日)	80,230	80,997	0.4709	0.4754
第17特定期間	(2012年10月 9日)	67,416	67,859	0.4572	0.4602
第18特定期間	(2013年 4月 8日)	84,561	84,817	0.6620	0.6640
第19特定期間	(2013年10月 7日)	68,223	68,456	0.5840	0.5860
第20特定期間	(2014年 4月 7日)	67,913	68,123	0.6490	0.6510
第21特定期間	(2014年10月 6日)	67,154	67,343	0.7115	0.7135
第22特定期間	(2015年 4月 6日)	72,123	72,285	0.8896	0.8916
第23特定期間	(2015年10月 6日)	59,584	59,726	0.8354	0.8374
第24特定期間	(2016年 4月 6日)	55,905	56,035	0.8621	0.8641
第25特定期間	(2016年10月 6日)	47,519	47,637	0.8052	0.8072
第26特定期間	(2017年 4月 6日)	43,355	43,457	0.8525	0.8545
第27特定期間	(2017年10月 6日)	39,300	39,392	0.8494	0.8514
第28特定期間	(2018年 4月 6日)	32,860	32,945	0.7807	0.7827
	2017年 4月末日	43,064	—	0.8557	—

5月末日	41,899	—	0.8436	—
6月末日	41,292	—	0.8511	—
7月末日	40,699	—	0.8520	—
8月末日	39,649	—	0.8424	—
9月末日	39,320	—	0.8468	—
10月末日	37,859	—	0.8364	—
11月末日	37,771	—	0.8506	—
12月末日	37,226	—	0.8550	—
2018年 1月末日	34,738	—	0.8105	—
2月末日	32,610	—	0.7675	—
3月末日	32,731	—	0.7770	—
4月末日	33,209	—	0.7939	—

【分配の推移】

ノムラ日米REITファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第9特定期間	2008年 4月 8日～2008年10月 6日	0.0360円
第10特定期間	2008年10月 7日～2009年 4月 6日	0.0360円
第11特定期間	2009年 4月 7日～2009年10月 6日	0.0285円
第12特定期間	2009年10月 7日～2010年 4月 6日	0.0270円
第13特定期間	2010年 4月 7日～2010年10月 6日	0.0270円
第14特定期間	2010年10月 7日～2011年 4月 6日	0.0270円
第15特定期間	2011年 4月 7日～2011年10月 6日	0.0270円
第16特定期間	2011年10月 7日～2012年 4月 6日	0.0270円
第17特定期間	2012年 4月 7日～2012年10月 9日	0.0180円
第18特定期間	2012年10月10日～2013年 4月 8日	0.0120円
第19特定期間	2013年 4月 9日～2013年10月 7日	0.0120円
第20特定期間	2013年10月 8日～2014年 4月 7日	0.0120円
第21特定期間	2014年 4月 8日～2014年10月 6日	0.0120円
第22特定期間	2014年10月 7日～2015年 4月 6日	0.0120円
第23特定期間	2015年 4月 7日～2015年10月 6日	0.0120円
第24特定期間	2015年10月 7日～2016年 4月 6日	0.0120円
第25特定期間	2016年 4月 7日～2016年10月 6日	0.0120円
第26特定期間	2016年10月 7日～2017年 4月 6日	0.0120円
第27特定期間	2017年 4月 7日～2017年10月 6日	0.0120円
第28特定期間	2017年10月 7日～2018年 4月 6日	0.0120円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

ノムラ日米ＲＥＩＴファンド

	計算期間	収益率
第9特定期間	2008年 4月 8日～2008年10月 6日	20.1%
第10特定期間	2008年10月 7日～2009年 4月 6日	34.9%
第11特定期間	2009年 4月 7日～2009年10月 6日	19.4%
第12特定期間	2009年10月 7日～2010年 4月 6日	20.9%
第13特定期間	2010年 4月 7日～2010年10月 6日	2.5%
第14特定期間	2010年10月 7日～2011年 4月 6日	12.4%
第15特定期間	2011年 4月 7日～2011年10月 6日	19.6%
第16特定期間	2011年10月 7日～2012年 4月 6日	30.2%
第17特定期間	2012年 4月 7日～2012年10月 9日	0.9%
第18特定期間	2012年10月10日～2013年 4月 8日	47.4%
第19特定期間	2013年 4月 9日～2013年10月 7日	10.0%
第20特定期間	2013年10月 8日～2014年 4月 7日	13.2%
第21特定期間	2014年 4月 8日～2014年10月 6日	11.5%
第22特定期間	2014年10月 7日～2015年 4月 6日	26.7%
第23特定期間	2015年 4月 7日～2015年10月 6日	4.7%
第24特定期間	2015年10月 7日～2016年 4月 6日	4.6%
第25特定期間	2016年 4月 7日～2016年10月 6日	5.2%
第26特定期間	2016年10月 7日～2017年 4月 6日	7.4%
第27特定期間	2017年 4月 7日～2017年10月 6日	1.0%
第28特定期間	2017年10月 7日～2018年 4月 6日	6.7%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ノムラ日米ＲＥＩＴファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第9特定期間	2008年 4月 8日～2008年10月 6日	2,202,355,923	21,627,089,462	252,946,801,240
第10特定期間	2008年10月 7日～2009年 4月 6日	5,441,013,753	13,429,403,712	244,958,411,281
第11特定期間	2009年 4月 7日～2009年10月 6日	11,885,990,970	11,253,367,050	245,591,035,201
第12特定期間	2009年10月 7日～2010年 4月 6日	3,593,601,038	20,206,906,437	228,977,729,802
第13特定期間	2010年 4月 7日～2010年10月 6日	3,372,249,266	21,094,986,524	211,254,992,544
第14特定期間	2010年10月 7日～2011年 4月 6日	3,049,929,966	17,123,710,199	197,181,212,311
第15特定期間	2011年 4月 7日～2011年10月 6日	4,359,815,101	16,365,977,747	185,175,049,665
第16特定期間	2011年10月 7日～2012年 4月 6日	2,359,751,469	17,140,873,638	170,393,927,496

第17特定期間	2012年 4月 7日～2012年10月 9日	1,448,806,305	24,374,430,593	147,468,303,208
第18特定期間	2012年10月10日～2013年 4月 8日	2,615,512,973	22,340,981,041	127,742,835,140
第19特定期間	2013年 4月 9日～2013年10月 7日	2,198,539,508	13,114,548,728	116,826,825,920
第20特定期間	2013年10月 8日～2014年 4月 7日	624,875,002	12,814,928,014	104,636,772,908
第21特定期間	2014年 4月 8日～2014年10月 6日	611,475,732	10,860,055,420	94,388,193,220
第22特定期間	2014年10月 7日～2015年 4月 6日	1,304,505,951	14,615,000,531	81,077,698,640
第23特定期間	2015年 4月 7日～2015年10月 6日	519,824,561	10,274,777,088	71,322,746,113
第24特定期間	2015年10月 7日～2016年 4月 6日	293,412,750	6,769,243,778	64,846,915,085
第25特定期間	2016年 4月 7日～2016年10月 6日	257,882,660	6,085,801,463	59,018,996,282
第26特定期間	2016年10月 7日～2017年 4月 6日	433,087,726	8,592,524,780	50,859,559,228
第27特定期間	2017年 4月 7日～2017年10月 6日	176,240,342	4,767,613,494	46,268,186,076
第28特定期間	2017年10月 7日～2018年 4月 6日	146,505,435	4,321,633,739	42,093,057,772

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2018年4月27日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2018年4月	20 円
2018年3月	20 円
2018年2月	20 円
2018年1月	20 円
2017年12月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	11,261 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

順位	銘柄	投資比率（%）
1	米国REITマザーファンド	65.9
2	J-REITマザーファンド	33.9
3	J-REITマザーファンド2	0.1

実質的な銘柄別投資比率（上位）

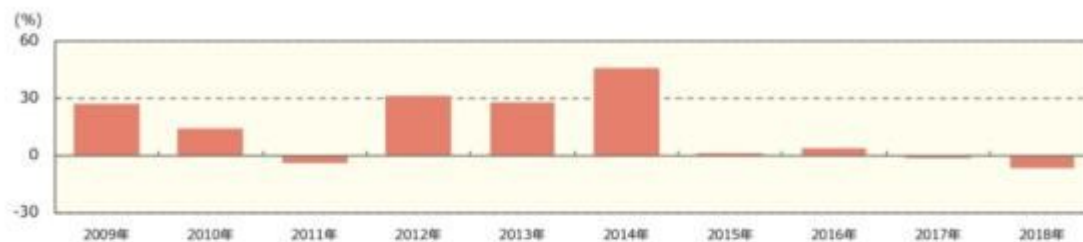
・「米国REITマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	4.4
2	AVALONBAY COMMUNITIES INC	投資証券	3.8
3	WELLTOWER INC	投資証券	3.0
4	CAMDEN PROPERTY TRUST	投資証券	2.6
5	CYRUSONE INC	投資証券	2.3
6	PROLOGIS INC	投資証券	1.9
7	APARTMENT INVT&MGMT CO-A	投資証券	1.9
8	DUKE REALTY CORP	投資証券	1.8
9	CORESITE REALTY CORP	投資証券	1.8
10	EXTRA SPACE STORAGE INC	投資証券	1.7

・「J-REITマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	2.5
2	オリックス不動産投資法人 投資証券	投資証券	2.1
3	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	1.8
4	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	投資証券	1.8
5	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	投資証券	1.7
6	G L P 投資法人 投資証券	投資証券	1.5
7	森ヒルズリート投資法人 投資証券	投資証券	1.5
8	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	投資証券	1.4
9	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	投資証券	1.4
10	ラサールロジポート投資法人 投資証券	投資証券	1.3

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円)あるいは、1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 積立方式 ■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

() 取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

() 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024年4月8日までとします(2004年4月30日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎月7日から翌月6日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- () 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- () 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年4月、10月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手續

- ()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

< 自動けいぞく投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

< 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

■ 換金(解約)の単位 ■

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とする

ための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2017年10月7日から2018年4月6日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ノムラ日米REITファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2017年10月 6日現在)	当期 (2018年 4月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	177,789,123	131,747,302
親投資信託受益証券	39,184,474,459	32,784,950,021
未収入金	150,000,000	90,000,000
流動資産合計	39,512,263,582	33,006,697,323
資産合計	39,512,263,582	33,006,697,323
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	92,536,372	84,186,115
未払解約金	66,722,684	16,743,753
未払受託者報酬	2,971,561	2,534,867
未払委託者報酬	49,467,754	42,198,082
未払利息	186	225
その他未払費用	104,868	89,456
流動負債合計	211,803,425	145,752,498
負債合計	211,803,425	145,752,498
純資産の部		
元本等		
元本	46,268,186,076	42,093,057,772
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,967,725,919	9,232,112,947
（分配準備積立金）	644,247,042	548,298,740
元本等合計	39,300,460,157	32,860,944,825
純資産合計	39,300,460,157	32,860,944,825
負債純資産合計	39,512,263,582	33,006,697,323

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2017年 4月 7日 至 2017年10月 6日	当期 自 2017年10月 7日 至 2018年 4月 6日
営業収益		
有価証券売買等損益	744,589,255	2,159,524,438
営業収益合計	744,589,255	2,159,524,438
営業費用		
支払利息	37,451	25,189
受託者報酬	18,959,543	16,410,871
委託者報酬	315,620,581	273,192,698
その他費用	669,102	579,145
営業費用合計	335,286,677	290,207,903
営業利益又は営業損失（ ）	409,302,578	2,449,732,341
経常利益又は経常損失（ ）	409,302,578	2,449,732,341
当期純利益又は当期純損失（ ）	409,302,578	2,449,732,341
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,210,414	10,470,501
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,503,969,174	6,967,725,919
剰余金増加額又は欠損金減少額	738,681,031	724,085,534
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	738,681,031	724,085,534
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,594,421	29,032,698
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,594,421	29,032,698
分配金	577,935,519	520,178,024
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,967,725,919	9,232,112,947

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2017年10月 7日から2018年 4月 6日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2017年10月 6日現在	当期 2018年 4月 6日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 46,268,186,076口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 42,093,057,772口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,967,725,919円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 9,232,112,947円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8494円 (10,000口当たり純資産額) (8,494円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7807円 (10,000口当たり純資産額) (7,807円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2017年 4月 7日 至 2017年10月 6日	当期 自 2017年10月 7日 至 2018年 4月 6日												
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国REITマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 78,217,965円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国REITマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 66,590,201円												
2. 分配金の計算過程 2017年 4月 7日から2017年 5月 8日まで	2. 分配金の計算過程 2017年10月 7日から2017年11月 6日まで												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>45,324,791円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	45,324,791円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,562,373円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,562,373円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	45,324,791円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	6,562,373円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,335,091,825円
分配準備積立金額	D	806,515,940円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,186,932,556円
当ファンドの期末残存口数	F	50,263,286,012口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	832円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	100,526,572円

2017年 5月 9日から2017年 6月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,748,008円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,289,408,062円
分配準備積立金額	D	741,820,891円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,076,976,961円
当ファンドの期末残存口数	F	49,560,761,212口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	822円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	99,121,522円

2017年 6月 7日から2017年 7月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	157,793,673円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,207,490,169円
分配準備積立金額	D	673,074,171円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,038,358,013円
当ファンドの期末残存口数	F	48,322,352,006口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	835円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	96,644,704円

2017年 7月 7日から2017年 8月 7日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,673,292円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,158,544,601円
分配準備積立金額	D	724,301,379円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,889,519,272円
当ファンドの期末残存口数	F	47,577,271,462口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	817円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,998,611,147円
分配準備積立金額	D	631,230,476円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,636,403,996円
当ファンドの期末残存口数	F	45,159,650,816口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	805円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	90,319,301円

2017年11月 7日から2017年12月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	107,221,665円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,939,195,256円
分配準備積立金額	D	537,920,691円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,584,337,612円
当ファンドの期末残存口数	F	44,261,512,289口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	809円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	88,523,024円

2017年12月 7日から2018年 1月 9日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	89,011,729円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,886,982,431円
分配準備積立金額	D	547,882,543円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,523,876,703円
当ファンドの期末残存口数	F	43,471,935,803口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	810円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	86,943,871円

2018年 1月10日から2018年 2月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,252,130円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,834,764,044円
分配準備積立金額	D	541,574,892円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,409,591,066円
当ファンドの期末残存口数	F	42,680,599,124口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	798円

10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	95,154,542円

2017年 8月 8日から2017年 9月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	69,210,308円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,118,805,474円
分配準備積立金額	D	629,135,810円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,817,151,592円
当ファンドの期末残存口数	F	46,975,903,601口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	812円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	93,951,807円

2017年 9月 7日から2017年10月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	140,755,057円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,072,019,255円
分配準備積立金額	D	596,028,357円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,808,802,669円
当ファンドの期末残存口数	F	46,268,186,076口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	823円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	92,536,372円

10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	85,361,198円

2018年 2月 7日から2018年 3月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	98,378,520円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,818,303,023円
分配準備積立金額	D	486,619,171円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,403,300,714円
当ファンドの期末残存口数	F	42,422,257,675口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	802円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	84,844,515円

2018年 3月 7日から2018年 4月 6日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	136,081,199円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	2,796,941,335円
分配準備積立金額	D	496,403,656円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,429,426,190円
当ファンドの期末残存口数	F	42,093,057,772口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	814円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	84,186,115円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2017年 4月 7日 至 2017年10月 6日	当期 自 2017年10月 7日 至 2018年 4月 6日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
--	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2017年10月 6日現在	当期 2018年 4月 6日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2017年 4月 7日 至 2017年10月 6日	当期 自 2017年10月 7日 至 2018年 4月 6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2017年 4月 7日 至 2017年10月 6日		当期 自 2017年10月 7日 至 2018年 4月 6日	
期首元本額	50,859,559,228円	期首元本額	46,268,186,076円
期中追加設定元本額	176,240,342円	期中追加設定元本額	146,505,435円
期中一部解約元本額	4,767,613,494円	期中一部解約元本額	4,321,633,739円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2017年 4月 7日 至 2017年10月 6日	当期 自 2017年10月 7日 至 2018年 4月 6日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,002,802,101	947,514,086
合計	1,002,802,101	947,514,086

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年4月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年4月6日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	米国ＲＥＩＴマザーファンド	6,996,659,350	21,688,944,319	
		Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド	2,780,300,450	11,079,219,263	
		Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド２	29,784,315	16,786,439	
	小計	銘柄数：３	9,806,744,115	32,784,950,021	

		組入時価比率：99.8%		100.0%	
合計				32,784,950,021	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「米国REITマザーファンド」、「J-REITマザーファンド」および「J-REITマザーファンド2」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

米国REITマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2018年 4月 6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	234,546,167
コール・ローン	99,679,064
投資証券	21,363,335,701
未収入金	85,799,961
未収配当金	87,277,878
流動資産合計	21,870,638,771
資産合計	21,870,638,771
負債の部	
流動負債	
未払金	111,359,848
未払解約金	70,000,000
未払利息	170
流動負債合計	181,360,018
負債合計	181,360,018
純資産の部	
元本等	
元本	6,996,659,350
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,692,619,403
元本等合計	21,689,278,753
純資産合計	21,689,278,753
負債純資産合計	21,870,638,771

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2018年 4月 6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0999円
(10,000口当たり純資産額)	(30,999円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年10月 7日 至 2018年 4月 6日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 4月 6日現在	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2．時価の算定方法	
投資証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 4月 6日現在	
期首	2017年10月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	7,886,888,735円
同期中における追加設定元本額	0円
同期中における一部解約元本額	890,229,385円
期末元本額	6,996,659,350円
期末元本額の内訳＊	
ノムラ日米REITファンド	6,996,659,350円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2018年4月6日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2018年4月6日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	AGREE REALTY CORP	78,776	3,874,203.68	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	37,387	4,604,956.79	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	100,480	3,899,628.80	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	141,280	5,829,212.80	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	58,736	9,763,685.28	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	147,346	2,288,283.38	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	83,358	7,087,930.74	
		CARETRUST REIT INC ACQUIRES	156,547	2,116,515.44	
		CHESAPEAKE LODGING TRUST	76,898	2,208,510.56	
		CORESITE REALTY CORP	35,650	3,718,295.00	
		CUBESMART	125,670	3,581,595.00	
		CYRUSONE INC	99,547	5,060,969.48	
		DCT INDUSTRIAL TRUST INC	77,600	4,333,960.00	
		DDR CORP	288,700	2,205,668.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	88,760	9,338,439.60	
		DUKE REALTY CORP	204,580	5,312,942.60	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	163,740	2,729,545.80	
		EQUINIX INC	7,448	3,080,418.32	
		EQUITY RESIDENTIAL	45,442	2,876,024.18	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	60,098	5,275,402.44	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	51,509	6,092,484.52	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	122,280	2,825,890.80	
		GGP INC	263,044	5,389,771.56	
		GRAMERCY PROPERTY TRUST	77,972	1,715,384.00	
		HCP INC	55,859	1,293,694.44	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	92,237	2,561,421.49	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	73,827	3,237,313.95	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	99,427	3,184,646.81	
		INVITATION HOMES INC	169,614	3,840,060.96	
		KILROY REALTY CORP	50,118	3,522,293.04	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	102,860	4,061,941.40	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	107,373	4,243,380.96	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	55,024	1,875,768.16	

		PENN REAL ESTATE INVEST TST	93,492	926,505.72	
		PHYSICIANS REALTY TRUST	268,857	4,137,709.23	
		PROLOGIS INC	87,772	5,420,798.72	
		PUBLIC STORAGE	19,170	3,860,071.20	
		RETAIL PROPERTIES OF AME-A	341,297	4,047,782.42	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	244,537	4,345,422.49	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	79,742	12,403,868.10	
		STORE CAPITAL CORP	175,611	4,437,689.97	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	318,264	4,353,851.52	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	310,326	4,654,890.00	
		VICI PROPERTIES INC	97,212	1,767,314.16	
		VORNADO REALTY TRUST	64,756	4,388,514.12	
		WASHINGTON REAL ESTATE INV	99,630	2,752,776.90	
		WELLTOWER INC	159,332	8,720,240.36	
	小計	銘柄数：47	5,759,185	199,247,674.89	
				(21,363,335,701)	
		組入時価比率：98.5%		100.0%	
	合計			21,363,335,701	
				(21,363,335,701)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

J - R E I T マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2018年 4月 6日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	206,460,642
投資証券	42,950,373,400
未収入金	313,653,168
未収配当金	491,580,673

(2018年 4月 6日現在)

流動資産合計	43,962,067,883
資産合計	43,962,067,883
負債の部	
流動負債	
未払金	401,939,856
未払解約金	31,550,000
未払利息	353
流動負債合計	433,490,209
負債合計	433,490,209
純資産の部	
元本等	
元本	10,923,459,899
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	32,605,117,775
元本等合計	43,528,577,674
純資産合計	43,528,577,674
負債純資産合計	43,962,067,883

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2018年 4月 6日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.9849円
(10,000口当たり純資産額)	(39,849円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年10月 7日 至 2018年 4月 6日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○ 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○ 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○ 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年 4月 6日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 4月 6日現在

期首	2017年10月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	11,119,949,457円
同期中における追加設定元本額	816,617,343円
同期中における一部解約元本額	1,013,106,901円
期末元本額	10,923,459,899円
期末元本額の内訳*	
ノムラ日米REITファンド	2,780,300,450円
野村アジアREITファンド（毎月分配型）	57,571,989円
野村Jリートファンド	1,650,641,383円
野村J-REITファンド（野村SMA向け）	289,083,018円
野村J-REITファンド（非課税適格機関投資家専用）	430,470,900円
野村J-REITファンド（確定拠出年金向け）	5,715,392,159円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年4月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年4月6日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1	455,500	
		M C U B S M i d C i t y 投資法人 投資証券	8,843	682,679,600	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	13,872	1,879,656,000	
		産業ファンド投資法人 投資証券	7,809	925,366,500	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,113	1,385,111,700	
		ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 投資証券	1	152,200	
		アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	3,909	1,817,685,000	
		G L P 投資法人 投資証券	17,444	2,000,826,800	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,370	580,650,000	
		日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4,373	993,545,600	
		星野リゾート・リート投資法人 投資証券	2,022	1,128,276,000	
		O n e リート投資法人 投資証券	2,913	703,198,200	
		イオンリート投資法人 投資証券	6,279	723,340,800	
		ヒューリックリート投資法人 投資証券	6,838	1,118,013,000	
		日本リート投資法人 投資証券	93	29,574,000	
		インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券	120	1,807,200	

日本ヘルスケア投資法人 投資証券	1	177,500	
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	6,427	918,418,300	
トーセイ・リート投資法人 投資証券	1	112,200	
ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	1,810	411,956,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	915	98,454,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	32	2,982,400	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	15,787	2,344,369,500	
いちごホテルリート投資法人 投資証券	1,012	122,452,000	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	15,337	1,697,805,900	
スターアジア不動産投資法人 投資証券	1	102,800	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	1,266	440,568,000	
大江戸温泉リート投資法人 投資証券	1,263	110,133,600	
さくら総合リート投資法人 投資証券	1	93,000	
投資法人みらい 投資証券	912	170,179,200	
森トラスト・ホテルリート投資法人 投資証券	1	141,600	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	592	154,808,000	
C R E ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,073	118,781,100	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	9,281	1,056,177,800	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,380	3,271,040,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	2,108	1,142,536,000	
日本リテールファンド投資法人 投資証券	5,952	1,231,468,800	
オリックス不動産投資法人 投資証券	13,907	2,259,887,500	

	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	5,568	2,096,352,000	
	プレミア投資法人 投資証券	6,547	722,788,800	
	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	32	4,608,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	3,676	368,702,800	
	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	2,176	360,780,800	
	森トラスト総合リート投資法人 投 資証券	1,957	308,814,600	
	インヴィンシブル投資法人 投資証 券	8,672	437,936,000	
	フロンティア不動産投資法人 投資 証券	2,303	998,350,500	
	平和不動産リート投資法人 投資証 券	4,454	450,299,400	
	日本ロジスティクスファンド投資法 人 投資証券	1	215,300	
	福岡リート投資法人 投資証券	1	162,600	
	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	3,269	2,092,160,000	
	積水ハウス・レジデンシャル投資法 人 投資証券	149	17,447,900	
	大和証券オフィス投資法人 投資証 券	1,011	603,567,000	
	阪急リート投資法人 投資証券	2,214	297,783,000	
	スターツプロシード投資法人 投資 証券	1,426	238,569,800	
	大和ハウスリート投資法人 投資証 券	4,234	1,069,931,800	
	ジャパン・ホテル・リート投資法 人 投資証券	2,230	167,919,000	
	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	39,248	3,190,862,400	
	ジャパンエクセレント投資法人 投 資証券	1	138,400	
	小計	銘柄数：58 組入時価比率：98.7%	254,228 42,950,373,400 100.0%	
合計			42,950,373,400	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

J - R E I Tマザーファンド2

貸借対照表

(単位：円)	
(2018年 4月 6日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	16,786,741
流動資産合計	16,786,741
資産合計	16,786,741
負債の部	
流動負債	
未払利息	28
流動負債合計	28
負債合計	28
純資産の部	
元本等	
元本	29,784,315
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,997,602
元本等合計	16,786,713
純資産合計	16,786,713
負債純資産合計	16,786,741

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
---------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

2018年 4月 6日現在	
1. 元本の欠損	12,997,602円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.5636円
(10,000口当たり純資産額)	(5,636円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年10月 7日 至 2018年 4月 6日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 4月 6日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 4月 6日現在	
期首	2017年10月 7日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	29,784,315円
同期中における追加設定元本額	0円
同期中における一部解約元本額	0円
期末元本額	29,784,315円
期末元本額の内訳*	
ノムラ日米REITファンド	29,784,315円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年4月6日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年4月6日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ノムラ日米REITファンド

2018年4月27日現在

資産総額	33,254,122,082円
負債総額	44,174,520円
純資産総額（ - ）	33,209,947,562円
発行済口数	41,832,867,283口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7939円

（参考）米国REITマザーファンド

2018年4月27日現在

資産総額	22,006,594,090円
負債総額	109,196,972円
純資産総額（ - ）	21,897,397,118円
発行済口数	6,982,100,367口
1口当たり純資産額（ / ）	3.1362円

（参考）J-REITマザーファンド

2018年4月27日現在

資産総額	45,315,240,421円
負債総額	411,293,369円
純資産総額（ - ）	44,903,947,052円
発行済口数	10,941,639,586口
1口当たり純資産額（ / ）	4.1040円

（参考）J-REITマザーファンド2

2018年4月27日現在

資産総額	16,786,139円
負債総額	32円
純資産総額（ - ）	16,786,107円
発行済口数	29,784,315口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5636円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2018年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

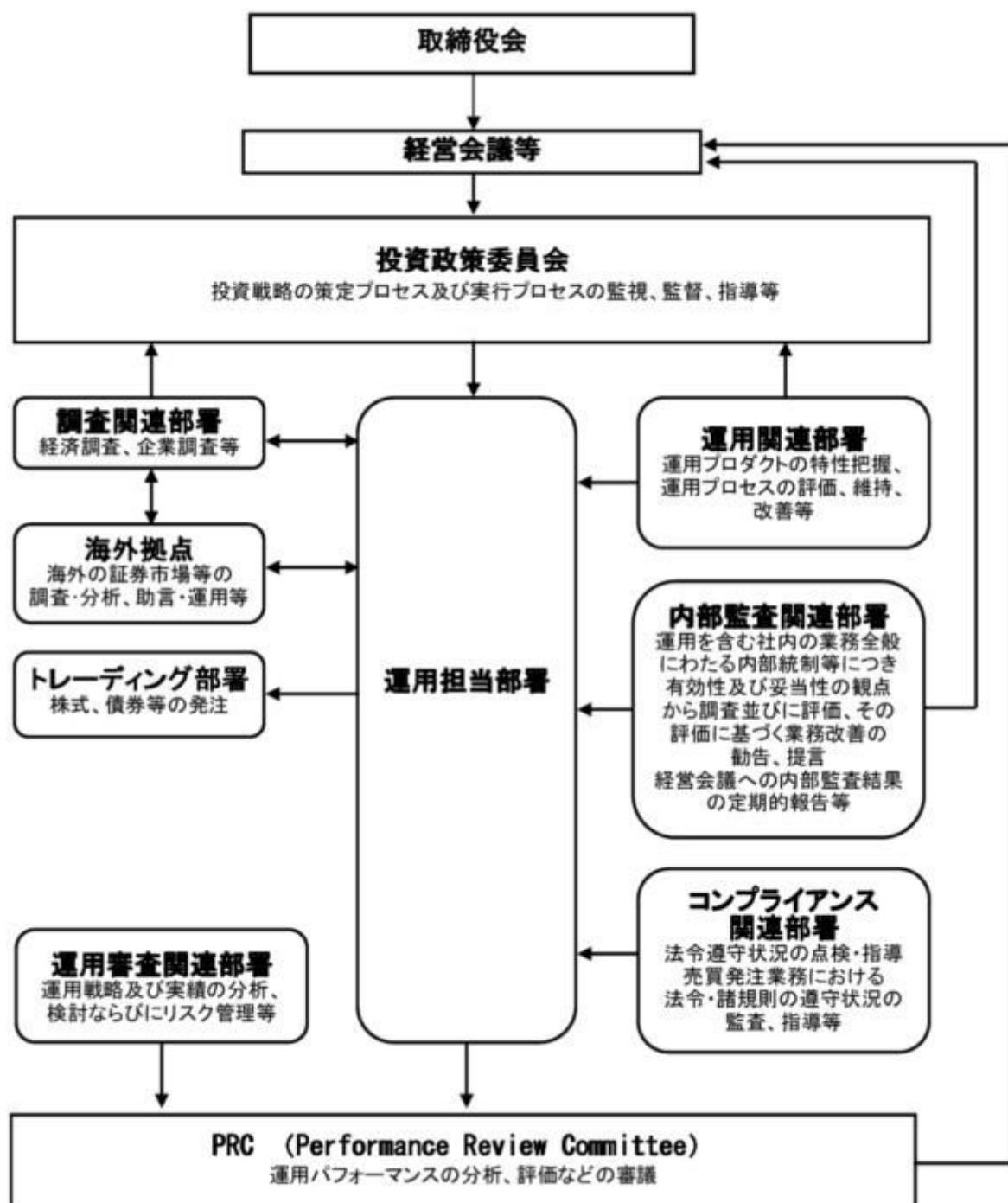
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2018年4月27日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,001	27,009,474
単位型株式投資信託	113	613,633
追加型公社債投資信託	14	5,455,344
単位型公社債投資信託	385	1,772,937
合計	1,513	34,851,389

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			208		127
金銭の信託			55,341		52,247
有価証券			24,100		15,700
前払金			34		33
前払費用			2		2
未収入金			511		495
未収委託者報酬			14,131		16,287
未収運用受託報酬			7,309		7,481
繰延税金資産			2,028		1,661
その他			56		42
貸倒引当金			10		11
流動資産計			103,715		94,066
固定資産					
有形固定資産			1,176		1,001

建物	2	403		377	
器具備品	2	773		624	
無形固定資産			7,681		7,185
ソフトウェア		7,680		7,184	
その他		0		0	
投資その他の資産			23,225		13,165
投資有価証券		9,216		1,233	
関係会社株式		10,958		8,124	
長期差入保証金		45		44	
長期前払費用		49		37	
前払年金費用		2,777		2,594	
繰延税金資産		-		960	
その他		176		170	
固定資産計			32,083		21,353
資産合計			135,799		115,419

		前事業年度 (平成28年 3 月31日)		当事業年度 (平成29年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			118		98
未払金	1		11,855		10,401
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		4,537		5,242	
その他未払金		7,284		5,126	
未払費用	1		8,872		9,461
未払法人税等			1,838		714
前受収益			45		39
賞与引当金			4,809		4,339
流動負債計			27,538		25,055
固定負債					
退職給付引当金			2,708		2,947
時効後支払損引当金			526		538
繰延税金負債			68		-
固定負債計			3,303		3,485
負債合計			30,842		28,540
(純資産の部)					
株主資本			99,606		86,837
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			68,696		55,927
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		68,011		55,242	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		43,405		30,635	
評価・換算差額等			5,349		41

その他有価証券評価差額金			5,349		41
純資産合計			104,956		86,878
負債・純資産合計			135,799		115,419

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		104,445	96,594
運用受託報酬		31,351	28,466
その他営業収益		219	266
営業収益計		136,016	125,327
営業費用			
支払手数料		46,531	39,785
広告宣伝費		1,008	1,011
公告費		0	0
調査費		28,068	26,758
調査費		4,900	5,095
委託調査費		23,167	21,662
委託計算費		1,148	1,290
営業雑経費		3,905	4,408
通信費		185	162
印刷費		969	940
協会費		78	76
諸経費		2,672	3,228
営業費用計		80,662	73,254
一般管理費			
給料		11,835	11,269
役員報酬	2	367	301
給料・手当		6,928	6,923
賞与		4,539	4,044
交際費		124	126
旅費交通費		488	469
租税公課		695	898
不動産賃借料		1,230	1,222
退職給付費用		1,063	1,223
固定資産減価償却費		2,589	2,730
諸経費		7,801	8,118
一般管理費計		25,827	26,059
営業利益		29,526	26,012

		前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,323		7,397	
受取利息		4		0	
金銭の信託運用益		-		684	
為替差益		281		-	
その他		382		379	
営業外収益計			7,991		8,461
営業外費用					
支払利息		-		17	
金銭の信託運用損		1,196		-	
時効後支払損引当金繰入額		72		16	
為替差損		-		33	
その他		52		9	
営業外費用計			1,321		77
経常利益			36,196		34,397
特別利益					
投資有価証券等売却益		50		26	
関係会社清算益		-		41	
株式報酬受入益		96		59	
特別利益計			146		126
特別損失					
投資有価証券売却損		95		-	
投資有価証券等評価損		-		6	
固定資産除却損	3	60		9	
特別損失計			156		15
税引前当期純利益			36,186		34,507
法人税、住民税及び事業税			9,806		7,147
法人税等調整額			744		1,722
当期純利益			25,635		25,637

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当期変動額									
剰余金の配当							19,933	19,933	19,933

当期純利益							25,635	25,635	25,635
合併による増加			2,000	2,000			144	144	2,144
吸収分割による増加							1,668	1,668	1,668
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当期変動額			
剰余金の配当			19,933
当期純利益			25,635
合併による増加			2,144
吸収分割による増加			1,668
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,543	1,543	1,543
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971
当期末残高	5,349	5,349	104,956

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
						別途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に 取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成28年4月1日以降に 取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用して おります。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法に よっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

5．消費税等の会計処理方法 6．連結納税制度の適用	(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	--

[会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成28年3月31日)	当事業年度末 (平成29年3月31日)
1．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,894百万円 未払費用 1,151	1．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 4,438百万円 未払費用 938
2．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 641百万円 器具備品 3,132 合計 3,774	2．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681百万円 器具備品 3,331 合計 4,013

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
1．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,081百万円 支払利息 - 2．役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。 3．固定資産除却損 建物 1百万円 器具備品 4 ソ フ ト ウ エ 54 ア 合計 60	1．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 5,252百万円 支払利息 17 2．役員報酬の範囲額 (同左) 3．固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソ フ ト ウ エ 9 ア 合計 9

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年 5 月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 19,933百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 3,870円

基準日 平成27年 3 月31日

効力発生日 平成27年 6 月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年 5 月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 6,790円

基準日 平成28年 3 月31日

効力発生日 平成28年 6 月24日

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 6,790円

基準日 平成28年3月31日

効力発生日 平成28年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

平成28年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064百万円

1株当たり配当額 594円87銭

効力発生日 平成28年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282百万円

1株当たり配当額 54円93銭

効力発生日 平成28年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額 87百万円

1株当たり配当額 16円89銭

効力発生日 平成28年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,598百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,970円

基準日 平成29年3月31日

効力発生日 平成29年6月23日

金融商品関係

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	-
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-

(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-
(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-
(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,245百万円、関係会社株式7,894百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	208	-	-	-
金銭の信託	55,341	-	-	-
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	-
有価証券	24,100	-	-	-
合計	101,091	-	-	-

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
その他未払金	5,126	5,126	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-
負債計	20,578	20,578	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,233百万円、関係会社株式8,124百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券	15,700	-	-	-
合計	91,843	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

４．その他有価証券(平成28年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

当事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成29年３月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成29年３月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成29年３月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(平成29年３月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
----	-----------------------	---------------	-------------

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-
合計	15,700	15,700	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日)	
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
２．確定給付制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
退職給付債務の期末残高	18,692
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
年金資産の期末残高	15,764

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764

	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
未積立退職給付債務	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69

退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	811 百万円
利息費用	181
期待運用収益	402
数理計算上の差異の費用処理額	314
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	863

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191百万円でした。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	2,992
未認識過去勤務費用	371
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	2,594
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	993

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成28年 3月31日)		当事業年度末 (平成29年 3月31日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,490	賞与引当金	1,345
退職給付引当金	839	退職給付引当金	913
投資有価証券評価減	460	投資有価証券評価減	417
関係会社株式評価減	1,676	関係会社株式評価減	247
ゴルフ会員権評価減	240	ゴルフ会員権評価減	212
減価償却超過額	177	減価償却超過額	171
時効後支払損引当金	163	時効後支払損引当金	166
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払事業税	350	未払事業税	110
関係会社株式譲渡益	120	関係会社株式譲渡益	88
未払社会保険料	89	未払社会保険料	85
その他	251	その他	274
繰延税金資産小計	6,678	繰延税金資産小計	4,183
評価性引当額	1,453	評価性引当額	739
繰延税金資産合計	5,224	繰延税金資産合計	3,444
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,403	その他有価証券評価差額金	18
前払年金費用	861	前払年金費用	804
繰延税金負債合計	3,264	繰延税金負債合計	822
繰延税金資産の純額	1,959	繰延税金資産の純額	2,621
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	33.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%
タックスヘイブン税制	0.8%	タックスヘイブン税制	0.7%
外国税額控除	0.2%	外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-
その他	0.4%	その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%
３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正			
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律13号）が平成28年 3月29日に成立し、平成28年 4月 1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32%から31%となります。			
この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。			

セグメント情報等

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 20.8%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1)	5,058	未払費用	279

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3)	2,412	未払費用	669

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	239,155
固定資産合計	324,634
流動負債合計	122,933
固定負債合計	55,456
純資産合計	385,400
売上高	352,003
税引前当期純利益	56,508
当期純利益	40,179

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*3）	33,019	未払手数料	4,486
---------	----------	--------	-----------------	-----	---	---	-----------------------	--------	-------	-------

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。なお、株式会社野村総合研究所は、平成28年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

（*3） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
1株当たり純資産額	20,377円23銭	1株当たり純資産額	16,867円41銭
1株当たり当期純利益	4,977円07銭	1株当たり当期純利益	4,977円49銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,635百万円	損益計算書上の当期純利益	25,637百万円
普通株式に係る当期純利益	25,635百万円	普通株式に係る当期純利益	25,637百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成29年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)

(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,411
金銭の信託		44,380
有価証券		8,200
未収委託者報酬		20,471
未収運用受託報酬		7,338
繰延税金資産		1,076
その他		675
貸倒引当金		13
流動資産計		83,539
固定資産		
有形固定資産	1	919
無形固定資産		6,967
ソフトウェア		6,966
その他		0
投資その他の資産		12,994
投資有価証券		1,230
関係会社株式		8,124
前払年金費用		2,474
繰延税金資産		920
その他		244
固定資産計		20,880
資産合計		104,420

		平成29年 9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払収益分配金		0
未払償還金		31
未払手数料		6,975
その他未払金	2	4,550
未払費用		9,702
未払法人税等		1,521
賞与引当金		2,361
その他		153
流動負債計		25,297
固定負債		
退職給付引当金		2,953
時効後支払損引当金		548
固定負債計		3,501
負債合計		28,798
(純資産の部)		
株主資本		75,573
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		44,663
利益準備金		685
その他利益剰余金		43,978
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,372
評価・換算差額等		47
その他有価証券評価差額金		47
純資産合計		75,621
負債・純資産合計		104,420

中間損益計算書

		自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		55,036
運用受託報酬		13,973
その他営業収益		159
営業収益計		69,169
営業費用		
支払手数料		21,927
調査費		14,996
その他営業費用		3,541
営業費用計		40,465
一般管理費	1	13,411
営業利益		15,292
営業外収益	2	4,435
営業外費用	3	91
経常利益		19,636
特別利益	4	32
特別損失	5	9
税引前中間純利益		19,659
法人税、住民税及び事業税		4,702
法人税等調整額		621
中間純利益		14,335

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

当中間期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
中間純利益							14,335	14,335	14,335
株主資本以外の 項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合 計	-	-	-	-	-	-	11,263	11,263	11,263
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,372	44,663	75,573

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当中間期変動額			
剰余金の配当			25,598
中間純利益			14,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)	6	6	6
当中間期変動額合計	6	6	11,257
当中間期末残高	47	47	75,621

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成29年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	4,102百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 平成29年 4月 1 日 至 平成29年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	94百万円
無形固定資産	1,288百万円

2	営業外収益のうち主要なもの		
	受取配当金	4,031百万円	
	金銭信託運用益	224百万円	
3	営業外費用のうち主要なもの		
	支払利息	2百万円	
	時効後支払損引当金繰入	10百万円	
	為替差損	49百万円	
4	特別利益の内訳		
	株式報酬受入益	32百万円	
5	特別損失の内訳		
	投資有価証券等評価損	1百万円	
	固定資産除却損	8百万円	

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日				
1	発行済株式に関する事項			
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	-	-
				当中間会計期間末 5,150,693株
2	配当に関する事項			
	配当金支払額			
	平成29年 5 月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。			
	・普通株式の配当に関する事項			
	(1) 配当金の総額		25,598百万円	
	(2) 1株当たり配当額		4,970円	
	(3) 基準日		平成29年 3 月31日	
	(4) 効力発生日		平成29年 6 月23日	

金融商品関係

当中間会計期間（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,411	1,411	-
(2)金銭の信託	44,380	44,380	-
(3)未収委託者報酬	20,471	20,471	-
(4)未収運用受託報酬	7,338	7,338	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,200	8,200	-
資産計	81,801	81,801	-
(6)未払金	11,558	11,558	-

未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	6,975	6,975	-
その他未払金	4,550	4,550	-
(7)未払費用	9,702	9,702	-
(8)未払法人税等	1,521	1,521	-
負債計	22,782	22,782	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,230百万円、関係会社株式8,124百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（平成29年9月30日）

１．満期保有目的の債券(平成29年 9 月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(平成29年 9 月30日)

該当事項はありません。

３．その他有価証券(平成29年 9 月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	8,200	8,200	-
小計	8,200	8,200	-
合計	8,200	8,200	-

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

１ 株当たり情報

	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日
１ 株当たり純資産額	14,681円79銭
１ 株当たり中間純利益	2,783円19銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	14,335百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	14,335百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
--------	------------------------	-----------

三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
--	------------	--

* 2018年4月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社 S B I 証券 カブドットコム証券株式会社 ぐんぎん証券株式会社 高木証券株式会社 楽天証券株式会社	48,323百万円 7,196百万円 3,000百万円 11,069百万円 7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 荘内銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社 沖縄銀行 株式会社 沖縄海邦銀行 株式会社 筑波銀行 株式会社 徳島銀行	8,500百万円 324,279百万円 22,725百万円 4,537百万円 48,868百万円 11,036百万円	
京都信用金庫	12,442百万円 ¹	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。

* 2018年4月末現在

1 京都信用金庫の資本金の額の箇所には出資の総額を記載しております。

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
HEITMAN REAL ESTATE SECURITIES LLC (ハイトマン・リアル・エステイト・ セキュリティーズ・エルエルシー)	11,660,087米ドル	ハイトマン・リアルエステイト・セキュリティーズ・エルエルシーは、REITを含む不動産証券の運用に特化している米国籍の投資顧問会社です。

* 2018年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

<再信託受託者の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部俊夫
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重俊寛
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井雄一郎
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年5月25日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ日米REITファンドの2017年10月7日から2018年4月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ日米REITファンドの2018年4月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監

査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。